

非常災害対策計画

	頁
第1章．計画作成の目的	1
第2章．平常時における対策	1
第3章．災害発生時の基本姿勢	2
第4章．地震・津波災害対策	3
第5章．風水害・土砂災害対策	4
第6章．避難勧告等発令後の対応	5
第7章．災害発生後の対応	5
第8章．被災生活の確保・サービス再開に向けた対策	6

グループホームめぞん・ぽぷら

第1章．計画作成の目的

この計画は、特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議が設置・運営する「グループホームめぞん・ぽぷら」における災害対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、被害の防止と軽減を図ることを目的に作成するものである。

第2章．平常時における対策

1．防災対策委員会の設置等

(1) 防災対策委員会の設置

グループホームめぞん・ぽぷら（以下「施設」という。）における防災対策の総合的な推進を図るため、事業所の管理者を委員長とする防災対策委員会を設置する。

(2) 防災対策委員会の構成

防災対策委員会は、委員長のほか、副委員長、委員等をもって構成する。

(3) 防災対策委員会の業務

防災対策委員会の業務は、次に定めるところによる。

ア 防災計画の改廃に関すること

イ 防災関係諸規程の整備に関すること

ウ 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること

エ 防災訓練に関すること

オ 防災教育及び防災の広報に関すること

カ その他、防災上必要な事項

(4) 防災対策委員会の開催

防災対策委員会は、1年に1回以上開催する。ただし、緊急に開催する必要があるときは、その都度委員長が招集する。

(5) 業務班の設置

防災対策委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする総務班、情報班、設備点検班、消火班、避難誘導班、救援救護班、物資班を組織する。

なお、各班の基本的な任務は、別表第1に定めるとおりとする。

2．施設の安全対策

(1) 施設の耐震化の推進

建築物の耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を計画的に行う。

(2) 家具等の転倒防止対策

机、ロッカー、書棚等に、地震による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため補強措置を講ずる。

(3) 設備点検等の実施

危険物及び避難設備の点検整備を別表第2により行う。

3．物資の備蓄

災害発生により必需品の補給が受けられなくなった場合やライフラインが停止した場合でも入所者への適切なケアを確保できるよう、食料品、医薬品、衛生用品等を備蓄する。

なお、備蓄する物資の種類及び数量は次のとおりとする。

食料品	入所者用（7人）の3日分 職員用（6人）の3日分
医薬品及び衛生用品	入所者用及び職員用の3日分
飲料水	1人1日3リットルを目安に3日分

4．職員参集体制の整備

災害発生時の職員参集計画及び役割分担計画は、別表第3のとおりとする。

5．利用者の安否確認の方法の検討

利用者が施設外にいる時の安否確認方法について、利用者又はその家族と事前に話し合い合意形成を図る。

6．避難経路及び避難所の確認

近隣の避難場所とそこまでの経路を確認するとともに、避難場所管理者と受入れ体制や必要なサポートについて調整を図る。また、施設外においての被災に備え、行動経路にある避難場所及び他の社会福祉施設の位置を確認する。

7．地域社会との連携

近隣の病院、開業医、他の社会福祉施設、地域の自主防災組織（自治会）、民生委員等と日ごろから連携を図り、緊急時の協力体制を確立する。

8．防災訓練の実施

利用者の安全な場所への避難・誘導、負傷者の救護・応急措置等、職員各人に定められた任務確実に果たし被害を最小限にとどめるため、防災訓練を年2回以上実施する。

第3章．災害発生時の基本姿勢（火災発生時の対応を含む）

1．身の安全の確保

自らの身の安全を確保するとともに、とっさの判断や行動が困難な高齢者、障害者等に対して頭からふとんを掛けるなど頭部を守る行動をとるよう呼びかける。

2．初期消火活動

火元付近にいる職員は分担し火元の点検及び消火活動を行う。

3．施設内外の点検及び出口・通路の確保

火気器具及び危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で施設の倒壊危険性の判定を通じて室内、通路、廊下等の落下物や転倒物の点検を行い、二次被害の発生を防ぐ。

また、利用者が安全な場所へ避難できるよう出口や通路の安全性の確保を行う。

4．利用者及び職員の安否確認及び応急手当の実施

利用者及び職員の安否確認を実施し、安全な避難スペースへ誘導する。また、怪我等の状態を確認し、負傷者に対し応急手当を施す。

5．情報の入手と定期的な情報提供

テレビ、ラジオ等により情報を入手し、周囲の状況を正確に把握する。また、利用者及び職員の不安を解消するため、定期的に情報提供を行う。

6．組織活動の開始

職員参集計画・役割分担計画に基づき、参集した職員による班編成を行うとともに組織活動を

開始する。

7．救護運搬用具及び非常持出品の確認

担架、車椅子などの救護運搬用具、及び非常持出品を確認する。また、利用者の健康状態を確認し、身体状況に応じた避難方法及び避難経路を確認する。

8．利用者の避難誘導

委員長は建物の損壊状況や周囲の状況を踏まえ、建物内にとどまるか建物外へ避難するか判断し避難行動を指示する。なお、利用者を建物外へ避難誘導する場合、職員は利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等の生命に関わる物を非常持出品として携帯する。

第4章．地震・津波災害対策

1．地震発生後の初動対応

職員は、地震が発生した場合には、直ちにテレビ、ラジオ等により情報を入手すると共に利用者等の安否及び施設の状況を確認し、委員長へ報告するものとする。

委員長は、震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに出勤し、職員に対する指示・命令に着手するものとする。また、勤務時間外の職員は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、直ちに出勤するものとする。ただし、家族や被災者の救護あるいは避難誘導等を行う場合は、必要な措置を講じた後、速やかに出勤するものとする。

そのために委員長は、情報連絡網により必要な班員又は全職員の出勤を指示するものとする。

2．避難誘導対応

委員長は、施設の損壊状況、市町災害対策本部等からの情報により避難が必要であると判断した場合には、直ちに避難誘導班に対して利用者の避難誘導を指示するものとする。なお、この場合において、施設の立地条件や災害の規模等から施設内に留まることが安全と判断される場合には、利用者を施設内の安全な場所へ避難誘導するものとする。

また、津波のおそれがある場合は、できるだけ高層階を選択するものとする。

3．各業務班の役割

(1) 情報班の役割

情報班は、テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を入手し、施設周辺の状況を正確に把握する。施設が被災した場合には、直ちに市町災害対策本部等へ連絡を取り、余震・津波の発生、山崩れ、がけ崩れの危険及び火災の発生等の情報収集を行うとともに、必要な指示を仰ぎ、委員長へ報告するものとする。なお、利用者の避難が必要となった場合には、市町災害対策本部等へ移送及び救助の要請並びに避難受入施設等との連絡調整を行うものとする。

(2) 消火班の役割

消火班は、施設が被災した場合には、直ちに火元の点検、ガス漏れの有無等を確認し二次災害の発生を防ぐとともに、給水、電気などのライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないか点検し委員長へ報告する。また、利用者に対し適切に情報提供を行うとともに、不安や動揺を鎮め、理解と協力を求めるものとする。なお、発火の際には初期消火に務めるものとする。

(3) 避難誘導班の役割

避難誘導班は、施設が被災した場合には、直ちに利用者の安否確認を行い、委員長へ報告するものとする。また、情報班と連携し、避難所や避難経路及び周辺地域の被災状況を把握し、安全な避難行動に努めるものとする。

(4) 救援救護班の役割

救援救護班は、施設が被災した場合には、直ちに医薬品等を確保するとともに、負傷者の応急処置を行うものとする。また、治療を要する者については、速やかに医療機関への移送の手配を行うものとする。なお、委員長から避難指示が出された場合には、速やかに医薬品等を避難所へ搬出するとともに、避難所での利用者の健康管理を行うものとする。

(5) 物資班の役割

物資班は、施設が被災した場合には、直ちに備蓄する飲料水、食料等及び応急復旧資機材等を確保するものとする。また、委員長から避難指示が出された場合には、飲料水及び食料等を避難所へ搬出するとともに、利用者への食事提供に備えるものとする。

第5章．風水害・土砂災害対策

1．警報発令後の対応

(1) 警報発令後の初動対応

職員は、警報（大雨・洪水警報、暴風・波浪・高波警報）が発令され、災害警戒のため応援が必要な場合には、初動担当者に出勤を要請するものとする。また、要請を受けた初動担当者は、速やかに出勤し、災害警戒にあたるとともに、委員長へ報告するものとする。

また、前文に規定するもののほか、勤務時間外の職員は、特別警報、記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報、台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発令された場合には、直ちに出勤するものとする。ただし、家族や被災者の救護又は避難誘導等を行う場合には必要な措置を講じた後、速やかに出勤するものとする。そのために委員長は、速やかに防災情報連絡網により必要な班員又は全職員の出勤を指示するものとする。

2．避難誘導対応

委員長は、市町災害対策本部等からの避難準備情報、避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）の発令前であっても、施設の立地条件、気象情報等及び避難準備情報の発令により避難が必要であると判断した場合には、速やかに避難誘導班に対して利用者の避難誘導を指示するものとする。

3．各業務班の役割

(1) 情報班の役割

情報班は、市町災害対策本部等へ連絡を取り、情報収集を行うとともに、委員長へ報告するものとする。

(2) 消火班の役割

消火班は、設備・備品等の落下・転倒防止、非常口の開放、避難時に障害となる備品の除去を行うとともに、利用者の不安や動揺の解消に努め、理解と協力を求めるものとする。

(3) 避難誘導班の役割

避難誘導班は、避難体制の確認及び移送車両の準備等、避難等に備えるものとする。

また、情報班と連携し、避難所や避難経路及び周辺地域の状況を把握し、安全な避難行動に努めるものとする。

(4) 救援救護班の役割

救援救護班は、備蓄する救急医薬品の点検を実施し、避難等に備えるものとする。

(5) 物資班の役割

物資班は、備蓄する食料、飲料水等及び応急復旧用資機材等の点検を実施し、避難等に備えるものとする。また、災害の内容によって浸水が懸念される場合は、食料品、医薬品、衛生用品、衣類等の物資を高い場所へ移動させる。

第6章．避難勧告等発令後の対応

1．避難勧告等発令後の初動対応

勤務時間外の職員は、市町災害対策本部等から避難勧告等が発令された場合には、直ちに出勤するものとする。ただし、家族や被災者の救護又は避難誘導等を行う場合には必要な措置を講じた後、速やかに出勤するものとする。

そのために委員長は、直ちに情報連絡網により全職員の出勤を指示するものとする。

2．避難誘導対応

委員長は、避難勧告等が発令された場合又は施設周辺で災害の前兆や異変を確認した場合には、直ちに避難誘導班に対して利用者の避難誘導を指示するものとする。

3．各業務班の役割

(1) 情報班の役割

情報班は、市町災害対策本部等へ連絡を取り、情報収集に努めるとともに、必要な指示を仰ぎ、委員長へ報告するものとする。また、必要に応じて市町災害対策本部等へ移送の要請及び避難受入施設等との連絡調整を行うものとする。

(2) 消火班の役割

消火班は、設備・備品等の落下・転倒防止、非常口の開放、避難時に障害となる備品の除去を行うとともに、利用者の不安や動揺の解消に務め、理解と協力を求めるものとする。

(3) 避難誘導班の役割

避難誘導班は、避難体制の確認及び移送車両の準備等、避難等に備えるものとする。

また、情報班と連携し、避難所や避難経路及び周辺地域の状況を把握し、安全な避難行動に努めるものとする。

(4) 救援救護班の役割

救援救護班は、速やかに救急医薬品等を避難所へ搬出するとともに、避難所での利用者の健康管理を行うものとする。

(5) 物資班の役割

物資班は、速やかに備蓄する食料、飲料水等を避難所へ搬出するとともに、食事の提供に備えるものとする。

第7章．災害発生後の対応

1．災害発生後の初動対応

勤務時間外の職員は、施設が被災した場合には、直ちに出勤するものとする。ただし、家族や被災者の救護又は避難誘導等を行う場合には必要な措置を講じた後、速やかに出勤するものとする。そのために委員長は、直ちに情報連絡網により全職員の出勤を指示するものとする。

2．避難誘導対応

委員長は、施設の損壊状況、市町災害対策本部等からの指示により避難が必要であると判断した場合には、直ちに避難誘導班へ利用者の避難誘導を指示するものとする。この場合において、施設内に留まることが安全と判断した場合には、利用者を施設内の安全な場所へ避難誘導するものとする。

3. 各業務班の役割

(1) 情報班の役割

情報班は、施設が被災した場合には、市町災害対策本部等へ連絡を取り、必要な指示を仰ぎ委員長へ報告するものとする。また、必要に応じ市町災害対策本部等へ移送及び救助の要請及び避難受入施設等との連絡調整を行うものとする。

(2) 消火班の役割

消火班は、施設が被災した場合には、施設・設備の損壊状況を確認し、委員長へ報告するものとする。また、利用者の不安や動揺の解消に努め、理解と協力を求めるものとする。

(3) 避難誘導班の役割

避難誘導班は、施設が被災した場合には、直ちに利用者の安否確認を行い、委員長へ報告するものとする。また、情報班と連携し、避難所や避難経路及び周辺地域の被災状況を把握し安全な避難行動に努めるものとする。

(4) 救援救護班の役割

救援救護班は、施設が被災した場合には、速やかに医薬品等の確保を行うとともに、負傷者への応急処置を行うものとする。また、治療を要する者については、速やかに医療機関への移送の手配を行うものとする。また、速やかに医薬品等を避難所へ搬出するとともに、避難所での利用者の健康管理を行うものとする。

(5) 物資班の業務

物資班は、施設が被災した場合には、速やかに備蓄した食料、飲料水等を確保するものとする。また、速やかに備蓄した食料、飲料水等を避難所へ搬出するとともに、食事の提供に備えるものとする。

第8章. 被災生活の確保・サービス再開に向けた対策

1. 利用者家族への安否情報の提供

利用者家族へ安否情報の提供を行う。

2. 情報通信体制の確立

食料、水、トイレ等の生活必需品及び水道、電気、ガス、電話等のライフラインを確認し、市や関係事業者へ状況報告と応援要請を行う。

3. 人的資源の確保

サービス再開に向け職員が勤務できるか確認し、不足する場合には市、社会福祉協議会等に対して派遣要請を行う。

4. 備品等の確保

サービス再開に向け日常的に必要な備品等の確認を行い、不足する場合には市や関係機関と連携を図り調達する。

5. 利用者の心のケアと健康状態の確認

利用者の精神状態及び健康状態を継続的に確認し必要な対応にあたる。

附則

- 1．本計画は平成28年4月1日から施行する。
- 2．本計画は平成29年4月1日から施行する。
- 3．本計画は令和3年4月1日から施行する。
- 4．本計画は令和5年4月1日から施行する
- 5．本計画は令和5年8月1日から施行する。
本計画の施行に伴い「防災計画」は令和5年8月1日廃止する。

別表第1：班別任務分担表

総務班（責任者： ）

防災対策委員会の庶務
他の業務班との連絡調整
避難の指示

情報班（責任者： ）

情報の収集と伝達
消防機関等関係機関との連絡調整
他の社会福祉施設との支援調整

設備点検班（責任者： ）

施設の安全確認
資材及び設備の転倒防止並びに窓ガラスの飛散防止
非常口の開放

消火班（責任者： ）

消防用設備及び危険物の点検
火気等の遮断の確認
消火器等による消火活動

避難誘導班（責任者： ）

避難場所及び避難経路の確認
避難経路の障害物の除去
利用者の避難誘導

救援救護班（責任者： ）

負傷者の救護及び応急措置
医療機関への連絡

物資班（責任者： ）

食料、飲料水等の備蓄の整備及び点検
食料、飲料水等の確保及び搬出